



島根県報

平成28年9月13日（火）

第2,835号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障 がい 福 祉 課) 2

自立支援医療機関の名称の変更

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 3

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 4

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧 (中 小 企 業 課) 4

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

土地立入りの許可 (用 地 対 策 課) 5

【特定調達公告】

島根県立中央病院における核医学ガンマカメラ調達及びメンテナンス業務に係る (病 院 局) 5

一般競争入札の実施

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 8

る者の総数の50分の1及び3分の1の数

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第81号）

1 規則の概要

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の改正に伴う規定の整理（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第81号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項貸付けの相手方の欄中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同表2の項貸付けの相手方の欄中「中小企業者等」を「中小企業者（中小企業等経営強化法第10条第1項に規定する中小企業者をいう。）」に改め、同表備考中「この表」の次に「（(8)に掲げる用語にあっては、1の項貸付けの相手方の欄及び2の項貸付けの相手方の欄を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人放泉会	通所介護	デイサービスセンター さんべ	大田市三瓶町池田2661-3	平成28年 9 月 1 日

島根県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		
------------	--	--

名 称		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
ファーマシィ医療センター 前薬局	ファーマシィ薬局浜田駅北	浜田市浅井町867-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 9 月 1 日

島根県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市東出雲町須田字大谷1796-5、1796-42、字中谷1834-1、1834-3、東出雲町内馬字三澤1844-1、1844-4、字別所越1945-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町岡見2947-3、5368-2、5369-1、5369-2、5375

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第572号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年9月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成25年度～28年度	17枚	2冊	高浜②	平成28年9月5日
出雲市	平成26年度～28年度	16枚	2冊	高浜③	平成28年9月5日
邑南町	平成25年度～27年度	14枚	1冊	矢上①	平成28年9月5日
邑南町	平成25年度～27年度	37枚	1冊	大林1	平成28年9月5日
邑南町	平成24年度～27年度	12枚	1冊	下田所1	平成28年9月5日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年9月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス乃白店
島根県松江市乃白町2009番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 承継の年月日
平成28年8月10日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 5 承継の理由
建物譲渡のため
- 6 承継に係る店舗面積
1,223平方メートル
- 7 縦覧場所
松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国

土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（3級水準測量）

2 作業期間

平成28年 9 月1日から平成29年 1 月31日まで

3 作業地域

一級河川江の川（江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線路 知井宮連絡線新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

出雲市佐田町須佐地内

出雲市佐田町反邊地内

出雲市佐田町大呂地内

出雲市佐田町原田地内

雲南市掛合町波多地内

4 立ち入ろうとする期間

平成28年 9 月26日から平成29年 3 月24日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 9 月13日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

1 入札の概要

(1) 調達案件

核医学ガンマカメラ調達及びメンテナンス業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 機器納入期限

平成29年 1 月31日

(4) メンテナンス業務期間

供用開始の日から 1 年を経過する日の翌月 1 日より 5 年間

(5) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業及び修理業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成28年 9 月13日から同年10月12日までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A X で申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成28年10月13日（木）午後 5 時まで

イ 提出方法
持参又は郵送

ウ 提出場所
(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限
平成28年10月25日（火）午前10時まで

イ 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、10月24日（月）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所
平成28年10月24日（月）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時
平成28年10月25日（火）午前10時

イ 場所
島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

調達については入札者が見積もった契約金額の100分の5以上、メンテナンス業務については入札者が見積もった契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

調達については契約金額の100分の10以上、メンテナンス業務については契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : nuclear—medical imaging device Gamma Camera including Repair and Maintenance, 1 set
- (2) Desired Date of Delivery : January 31 2017
- (3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4—1—1 Himebara, Izumo—shi, Shimane—ken, 693—8555 Japan
- (4) Bid Tendering Date and Time : 10 : 00 A.M. October 25 2016 (Bids by Post must be received by 5 : 00 P.M. on October 24 2016)
- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4—1—1 Himebara, Izumo—shi, Shimane—ken, 693—8555 Japan
Tel 0853—30—6430

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成28年9月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,699 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,158 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 56,619 |
| 浜田選挙区 | 15,908 |
| 出雲選挙区 | 47,675 |
| 益田選挙区 | 13,557 |
| 大田選挙区 | 10,361 |
| 安来選挙区 | 11,345 |
| 江津選挙区 | 6,940 |
| 雲南・飯石選挙区 | 12,962 |
| 仁多選挙区 | 3,888 |
| 邑智選挙区 | 5,710 |

鹿足選挙区	4,130
隠岐選挙区	5,891
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	164,158